

答 申 第 2 9 2 号
令 和 2 年 1 0 月 1 2 日

岐阜市教育委員会
教育長 早川 三根夫 様

岐阜市個人情報保護審議会
会長 池 田 紀 子

特定個人情報ファイルの保有について（答申）

岐阜市個人情報保護条例（平成16年岐阜市条例第1号）第13条の2第2項の規定により準用する第12条第4項の規定に基づき、令和2年10月5日付け岐阜市教委政第196号で諮問のありました下記の事案について、下記のとおり答申します。

記

1 事案の概要

岐阜市教育委員会では、不登校の生徒の多様な個性を受け入れ、新たな学びの場を提供することにより主体的な社会的自立を図るため、不登校特例校整備事業を進めているところであり、当該事業の財源を確保するため、ふるさと納税の一環として「不登校特例校整備事業寄附金」（以下「寄附金」という。）の募集を予定している。

寄附金の募集に当たり、寄附者が、ふるさと納税ワンストップ特例制度（事前の申請により、確定申告を行わなくてもふるさと納税による住民税の寄附金控除を受けられる仕組みをいう。）の適用を希望する場合は、岐阜市教育委員会が寄附者から市町村民税／道府県民税寄附金税額控除に係る申告特例申請書を受理するとともに、寄附者の住所地市区町村に対し、市町村民税／道府県民税寄附金税額控除に係る申告特例通知書（以下「通知書」という。）を送付する必要がある。

については、教育委員会事務局教育政策課は、寄附者からの申請状況を管理し、寄附者の住所地市区町村に対し通知書を適切に送付するため、寄附者に関する次の個人情報を特定個人情報ファイルとして保有するものである。

<市町村民税／道府県民税寄附金税額控除に係る申告特例申請による個人情報>

- ア 氏名
- イ 性別
- ウ 生年月日
- エ 電話番号
- オ 住所
- カ 寄附金額
- キ 個人番号

2 特定個人情報ファイルの名称

市町村民税／道府県民税寄附金税額控除に係る申告特例申請書

3 意見

適当なものと認める。